

発表事項名：建設工事等に関する指名停止について

資料提供 (H15.6.17)

土木総務課建設産業対策室 福島  
電話 22-5185

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者	住所	措置期間
大臣許可(特・12) 第3800号 戸田建設(株)	代表取締役 戸田 守二	東京都中央区 京橋 1-7-1	平成15年6月18日から 平成15年7月17日まで

### 2. 指名停止措置の範囲

島根県が発注する建設工事等について、指名停止とする。

### 3. 事実概要

戸田建設(株)は、共同企業体の構成員として東京都が発注した建築工事において、施工不良工事を行った。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、国土交通省関東地方整備局より7日間の営業停止命令を受けた。

### 4. 指名停止措置理由

戸田建設(株)が国土交通省関東地方整備局から営業停止命令を受けたことは、指名停止措置要綱別表第2第11号に該当する。

指名停止措置期間は1カ月とする。

#### 指名停止措置要綱別表第2

措置要件	措置期間
1～10 略	
11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1カ月以上9カ月以内
12 略	